



解放新聞号外



署名の趣旨



個人署名用紙



団体署名用紙

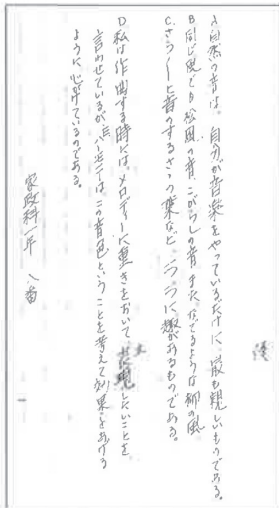
下山第2鑑定

蛍光X線分析で
インク含有元素を検査

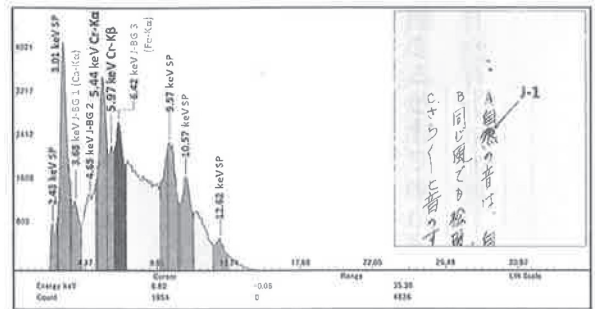
証拠の万年筆は被害者のものとはいえない

裁判所は鑑定人尋問・再審開始を

◀被害者が事件当日に書いたペン習字浄書のインク
＝クロム元素が含まれている

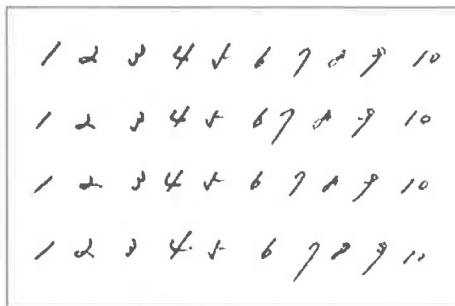


▼被害者が使っていた
インク瓶

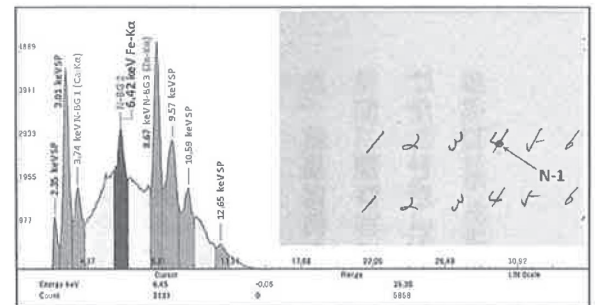


▲ペン習字浄書インクの蛍光X線分析の結果。蛍光X線がエネルギーごとにどれぐらいに発生しているかピークになってあらわれる。ピークの高さが測定された元素の数を示す。クロム元素固有の蛍光X線が発生していることがわかる。

◀発見万年筆で書いた数字
＝クロム元素が含まれていない



▲発見万年筆



▲発見万年筆で書いた「数字」インクの蛍光X線分析の結果。鉄元素が含まれているがクロムは含まれていない。(クロム固有の蛍光X線のピークがあらわれていない)

狭山事件では、石川さんの家から自白の通り被害者の万年筆が発見されたとして有罪の証拠となっています。下山進・吉備国際大学名誉教授は、蛍光X線分析装置を使って、証拠開示された発見万年筆で書いた数字のインクと被害者が書いたペン習字浄書のインクなどにふくまれる元素を調べました。その結果、被害者が事件当日に使っていたインクや被害者のインク瓶のインクにはクロム元素が含まれていましたが、発見万年筆のインクにはクロム元素が含まれていないことが明らかになりました。石川さんの家から発見されたとして有罪の証拠とされた万年筆には被害者の使っていたインクは入っておらず、被害者の万年筆とはいえないことが科学的に明らかになりました。

万年筆は疑問だらけだ
東京高裁は狭山事件の
再審開始を！